

平成 21 年 5 月 29 日現在

研究種目：基盤研究(C)
 研究期間：2007～2008
 課題番号：19530037
 研究課題名(和文) 電子化されたB/L・証券・債権の権利移転等に関する抵触法モデルの比較研究
 研究課題名(英文) Comparative Study on Conflict-of-law Models on the Transference of Bills of Lading, Securities and Credits

研究代表者
 多田 望 (TADA NOZOMI)
 熊本大学・大学院法曹養成研究科・教授
 研究者番号：40274683

研究成果の概要：

本研究は、現代における IT 技術の発達により電子化された「船荷証券」(B/L)、株券・社債券等の「証券」および「金銭債権」を対象として、これらを用いた国際取引にかかわる物権および債権の移転に関する抵触法上の諸問題(準拠法決定、国際裁判管轄、さらには国際的執行)を考察し、これを解決するための各種のモデル(国内抵触法規則、条約等)を比較研究することにより最適な抵触法モデルの開発を試みるものである。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	2,100,000	630,000	2,730,000
2008年度	1,400,000	420,000	1,820,000
年度			
年度			
年度			
総計	3,500,000	1,050,000	4,550,000

研究分野：社会法学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際私法、電子商取引、電子船荷証券、間接保有証券、電子債権、国際取引法、国際民事訴訟法、EDI

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究代表者(多田望)は、現代の貿易取引が直面する電子化の波の中において、BtoB E-commerce の好例である電子船荷証券および貿易金融 EDI を対象として抵触法上の諸問題を考察し(櫻田嘉章教授を研究代表者とする基盤研究(A)「科学技術の発展と涉外法モデルの開発」の一環である)、一応の研究成果を論文としてまとめた(多田望「電子船荷証券と貿易金融 EDI の抵触法的規律における諸問題」国際私法年報 6 号 86-115 頁(2005)参照)。そこでは電子 B/L を用いた

貿易金融 EDI の実用例である Bolero システム等の多くの知見が得られた一方で、大きな課題として残ったのが、電子 B/L の譲渡にかかる物品の物権および運送契約上の債権の移転に関する準拠法決定等の問題であった。

(2) 従来の「紙」の B/L に関しては、物権的効力および債権的効力に分離する形で国際私法上も議論がなされ諸説の対立があるところ、電子 B/L による権利移転に関して次のような諸点が課題として明らかになったのである。紙の B/L の準拠法決定に関する

従来の理論は電子B/Lを含む現代的諸問題の解決に耐えるものか、とりわけ物権問題に関して電子B/Lの「所在地」を連結点として観念することは可能か、電子B/Lに関する国際取引事件の国際裁判管轄、電子B/Lにかかる権利に対する国際的強制執行如何等である。

(3) 上記問題の解決の現実的必要性は国際取引の現場において大きくなってきているものの、内・外国の研究は未だ乏しく（抵触法的考察が比較的多くされているのは、江頭憲治郎「貿易・海上運送とEDI」落合誠一＝江頭憲治郎編集代表『日本海法会創立百周年祝賀 海法体系』385頁（商事法務、2003）にとどまる）また、電子B/Lへの対応も目指してUNCITRALで作成中であった新運送法条約案は実質法の統一が主眼である。

(4) このような研究動向において、有益な示唆の得られる比較対象の可能性の一つが、電子化技術も用いた間接保有「証券」に関して作成された「口座管理機関によって保有される証券についての権利の準拠法に関するハーグ条約」であり、とりわけ電子的「証券」の物権問題および所在地に関する抵触法モデルは有益と考えられる。この点に関する知見について、研究分担者である北坂尚洋は研究をまとめたことがあり（北坂尚洋「間接保有された有価証券の権利関係の準拠法 2002年EU指令、UCC及びハーグ条約草案のアプローチについて」阪大法学52巻3・4号351-376頁（2002）参照）上記内容の問題研究に関して、電子化された株券・社債券等の「証券」の物権問題に関する抵触法モデルの側面からアプローチすることとした。

(5) そして、電子化されたB/Lおよび「証券」の権利移転の準拠法問題は、有価証券に関する伝統的な抵触法モデルを基盤に理論構築できるか否かが重要課題であり、従来の「紙」の証券に関する議論の歴史的・理論的検証が不可欠であるところ、かかる検証手法につき一連の実績（釜谷真史「外国判決『自動承認』制度の意義（上・下）」西南学院大学法学論集37巻2-3号1-55頁、47-91頁37巻4号（2005）等参照）のある釜谷真史が研究分担者として加わることとなった。

(6) このような研究内容・体制の骨子ができあがったところ、最近において、手形・小切手の電子化ともいえる所謂「電子債権」の構想が現実のものとなり（韓国では2005年に法施行済であり、わが国では2006年に「電子登録債権に関する中間試案」に関する意見募集の結果が公示され、立法化が急ピッチで進んでいた）この「電子債権」の国際取引

にかかわる抵触法モデルの比較検討も重要であった。

(7) 電子船荷証券・貿易金融EDIおよび間接保有証券に関しては、すでに多田望（研究代表者）および北坂尚洋（研究分担者）がこれらに関する研究をまとめた端緒となる前掲の論文があり、これまでに収集した研究資料の蓄積が比較的多く存在する。これらの研究資料をベースに、さらなる研究資料の包括的な収集に取りかかることができる状態にあった。

(8) 研究代表者と研究分担者両名は、九州国際私法研究会のメンバーとして約2カ月ごとの研究会に参加し、連絡調整はスムーズに行われている。本研究の骨子も、同研究会における研究代表者（多田）の報告（「電子船荷証券と貿易金融EDIの抵触法的規律における諸問題」第11回九州国際私法研究会（2006年4月1日開催））を基礎に、同研究会における研究分担者両名の展開的かつ独創的発想を加味して練られたものであり、直ちに研究に取りかかることが可能な状態であった。

2. 研究の目的

伝統的な有価証券の物権・債権の移転に関する抵触法モデルを、歴史的・理論的視点から深く掘り下げた研究を基盤とし、その上で、電子B/L・貿易金融EDI、電子化された株券・社債券等の証券、電子債権に関するそれぞれの抵触法モデルを比較検討し、後三者に関する最適な抵触法モデルの構築を試みることに研究の目的である。

3. 研究の方法

(1) 電子B/L、証券および債権の各電子化システムの内容と、各システムの権利移転に関する現存の抵触法モデルとその課題を明らかにする。証券に関しては「口座管理機関によって保有される証券についての権利の準拠法に関するハーグ条約」がまずは存在するので、電子B/Lおよび電子債権に関する解明が主となる。

(2) 基盤となるべき伝統的な有価証券の権利移転に関する抵触法モデルについて、電子B/L・証券・債権に関する3つのシステムへの通用の可能性を念頭に置きつつ、現代の文献（端緒として、Janeen M. Carruthers, *The Transfer of Property in the Conflict of Laws* (2005); James Fawcett, Jonathan Harris & Michael Bridge, *International Sale of Goods in the Conflict of Laws* (2005)）は勿論、古典的な海外の文献・先例

にまで遡って理論枠組の全体像を明らかにする。

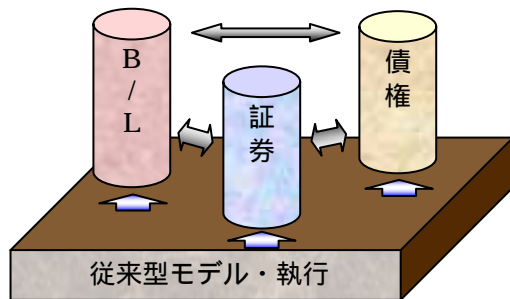
(3) (1)及び(2)の検討を前提に、基盤の通用性を検証しつつ現行抵触法モデルを比較することとし、もって、現行モデルの問題点およびその克服のための相互間におけるモデルの利用・補完・発見の可能性を明らかにする。

(4) 研究者別の分担および研究体制の概念図は次の通りである。

多田望(研究代表者): 研究の総括、電子B/L、電子債権

釜谷真史(研究分担者): 従来型権利移転抵触法モデル、権利に対する国際的執行

北坂尚洋(研究分担者): 間接保有証券



4. 研究成果

(1) 権利から権利の証券化、さらに証券の電子化又は非物質化の過程において、電子化・非物質化によって紙から切り離されたモノが単純に権利であると考えられるか否かの検討が、抵触法モデルの開発において重要であるとの知見に至った。

(2) 電子債権に関しては、日本の電子記録債権法(2007年)における電子記録債権は手形債権とも指名債権とも異なる種類の債権であるとともに、「指名債権の電子化」または「手形の電子化」と位置づけることは適切でないとの視点も共有できた。

(3) 2008年12月にUNCITRALにおいて新運送法条約として作成された「国際海上物品運送契約に関する国際連合条約」(United Nations Convention on Contracts for the International Carriage of Goods Wholly or Partly by Sea. 通称ロツテルダム条約)が国際連合総会において採択され、この中で電子船荷証券の国際取引における有効性が確認された。これにより、電子船荷証券の法的基盤が確立されていくことになる。なお、同条約においては、国際海上物品運送から生ずる紛争解決に関する国際裁判管轄および仲

裁に関する条文(前者は66~74条、後者は75~78条)が置かれている。

(4) 「所在地法」の射程範囲は、古くから議論されているが、いずれも「証券に化体された権利の準拠法」を考慮する点では共通する。「所在地法」の問題は、それだけで独立して問題となるというよりは、「証券に化体された権利」の準拠法を前提として問題となる。

(5) スイスにおけるハーグ間接保有証券条約の国内法化においては、準拠法のみならず管轄権や外国判決の承認についての規定も置かれる予定であり、抵触法モデルにとって重要な考察対象となる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計7件)

多田望、温暖化ガス排出削減のための船舶の減速航海 国際商取引への影響(合田報告)コメント、国際商取引学会年報、査読なし、2009年、11号掲載決定

多田望、不法行為地管轄、国際私法年報、査読あり、10号、2009年、49-77頁[欧文サマリ-188-189頁]

多田望、国際民事訴訟における証言拒絶権、熊本法学、査読あり、116号、2009年、137-169頁

北坂尚洋、オーストラリア法における国際離婚事件の管轄権、福岡大学法学論叢、査読なし、52巻、4号、2008年、407-442頁

多田望、電子債権法制と各国の実務対応(小原報告)コメント、国際商取引学会年報、査読なし、10号、2008年、35-36頁

多田望、米州証拠収集条約とその追加議定書について、熊本法学、査読あり、113号、2008年、161-197頁

多田望、<翻訳>外国における証拠の収集に関する米州条約とその追加議定書の仮訳、熊本ロージャーナル、査読なし、2号、2008年、95-111頁

[学会発表](計3件)

多田望、温暖化ガス排出削減のための船舶の減速航海 国際商取引への影響(合田浩之会員報告)コメント、国際商取引学会、2008年11月2日、同志社大学

多田望、特別管轄 - 不法行為管轄など - 、国際私法学会、2008年5月11日、中京大学

多田望、電子債権法制と各国の実務対応(小原博臣会員報告)コメント、国際商取引学会、2007年11月17日、日本大学

〔図書〕(計 2 件)

ウィリアム・M・リッチマン=ウィリアム・L・レイノルズ(松岡博、吉川英一郎、高杉直、北坂尚洋訳) レクシスネクシス・ジャパン、アメリカ抵触法 上巻 管轄権編、2008年、総 295 頁(9-22 頁)

松岡博編、有斐閣、国際関係私法入門、2007年、総 422 頁(多田望33-54、259-292 頁、北坂尚洋229-245、246-257、324-342 頁)

〔その他〕

6. 研究組織

(1) 研究代表者

多田 望 (TADA NOZOMI)

熊本大学・大学院法曹養成研究科・教授

研究者番号：40274683

(2) 研究分担者

釜谷 真史 (KAMATANI MAFUMI)

西南学院大学・法学部・准教授

研究者番号：30363302

北坂 尚洋 (KITASAKA NAOHIRO)

福岡大学・法学部・准教授

研究者番号：60346129

(3) 連携研究者